

金沢信用金庫

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」

第7条第1項に規定する説明書類の修正について

金沢信用金庫（理事長 忠田 秀敏）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に規定する説明書類（平成22年3月末・9月末までに対応した措置の実施状況）を開示していますが、内容の一部に修正が生じたのでお知らせいたします。

関係各位にご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

中小企業円滑化法第7条第1項に規定する説明書類の概要（平成22年3月までの実施状況）

< 修正後 >

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	1,452	19,486	1,290	16,073	23	339	122	2,872	17	198
住宅資金借入者	33	333	20	167	4	82	8	72	1	11

< 修正前 >

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	1,450	19,437	1,290	16,073	16	216	122	2,872	22	272
住宅資金借入者	33	333	20	167	2	46	8	72	3	47

中小企業円滑化法第7条第1項に規定する説明書類の概要（平成22年9月までの実施状況）

< 修正後 >

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	4,091	58,838	3,763	52,496	77	1,776	206	3,962	45	600
住宅資金借入者	77	835	55	520	9	148	8	136	5	30

< 修正前 >

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	4,089	58,789	3,763	52,496	70	1,653	206	3,962	50	674
住宅資金借入者	77	835	55	520	7	112	8	136	7	66

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表2まで)

(別添)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	【修正前】			【修正後】			【差異】		
	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	19,437	41,291	58,789	19,486	41,340	58,838	49	49	49
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	16,809	35,342	49,635	16,809	35,342	49,635	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	14,360	32,740	45,679	14,360	32,740	45,679	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	157	658	1,014	248	749	1,105	90	90	90
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	2,098	1,738	2,589	2,098	1,738	2,589	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	193	204	351	102	113	260	90	90	90
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	2,627	5,949	9,154	2,676	5,998	9,203	49	49	49
うち、実行に係る貸付債権の額	1,713	4,199	6,817	1,713	4,199	6,817	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	59	248	639	91	280	671	32	32	32
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	31	42	280	31	42	280	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	774	1,369	1,373	774	1,369	1,373	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	79	131	323	96	148	340	17	17	17

端数処理の関係上、修正前と修正後の計数の差額が差異と一致しない部分があります。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(別添)

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

【修正前】

【修正後】

【差異】

	【修正前】			【修正後】			【差異】		
	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,450	2,823	4,089	1,452	2,825	4,091	2	2	2
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	1,201	2,303	3,338	1,201	2,303	3,338	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	1,120	2,163	3,184	1,120	2,163	3,184	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	9	15	35	15	21	41	6	6	6
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	59	108	97	59	108	97	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	13	17	22	7	11	16	6	6	6
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	249	520	751	251	522	753	2	2	2
うち、実行に係る貸付債権の数	170	392	579	170	392	579	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	20	35	8	21	36	1	1	1
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	3	5	14	3	5	14	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	63	91	109	63	91	109	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	9	17	28	10	18	29	1	1	1

第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

(別添)

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	【修正前】			【修正後】			【差異】		
	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	333	488	835	333	488	835	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	167	308	520	167	308	520	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	46	75	112	82	111	148	36	36	36
うち、審査中の貸付債権の額	72	54	136	72	54	136	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	47	50	66	11	14	30	36	36	36

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	【修正前】			【修正後】			【差異】		
	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	33	50	77	33	50	77	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	20	35	55	20	35	55	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	4	7	4	6	9	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	8	7	8	8	7	8	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	4	7	1	2	5	2	2	2